

## 保証料率に係る規程

令和 7 年 4 月 2 4 日

令和 7 年規程第 4 1 号

脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）における債務保証の保証料率を次のとおり定める。

### 1. 料率算出式

- (1) 債務保証金額（債務保証規程（令和 7 年規程第 4 0 号）第 5 条の規定に基づき、貸付総額に対して、機構が定める保証割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）当たりの債務保証料率は次のとおりとする。

$$\text{債務保証料率(\%)} = a \times X + b$$

- (2) 係数 a 及び b は、下表のとおりリスクの程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付 10 までの係数とする。

| 案件格付 | a     | b     |
|------|-------|-------|
| 1    | 0.051 | 0.034 |
| 2    | 0.079 | 0.102 |
| 3    | 0.095 | 0.204 |
| 4    | 0.109 | 0.340 |
| 5    | 0.152 | 0.476 |
| 6    | 0.196 | 0.612 |
| 7    | 0.326 | 1.020 |
| 8    | 0.435 | 1.360 |
| 9    | 0.761 | 2.380 |
| 10   | 1.087 | 3.400 |

### 2. 保証期間算出式

X は、債務保証料率適用期間年数とし、次の式により算出する。

$$\text{債務保証料率適用期間年数} = \text{貸出の期間} + \text{弁済の期間}$$

#### ① 貸出の期間

貸出の期間は、次の式により算出する。ただし、WAD が 0.5 未満となる場合は WAD を貸出の期

間とし、貸出の回数が1の場合は貸出の期間を0とする。

$$\text{貸出の期間} = (\text{WAD} - 0.25) \div 0.5$$

WADとは、Weighted Average Life of The Disbursement Periodをいい、次の式により算出する。

$$\text{WAD} = \frac{\sum_{i=1}^n (\text{D}_i) \div \text{Td}_n \times \text{T}_y n}{n}$$

|                  |                                               |
|------------------|-----------------------------------------------|
| n                | 貸出の回数                                         |
| D <sub>i</sub>   | 第i回目の貸出（第i回目の貸出の元本×Td <sub>i</sub> ÷貸出の元本の総額） |
| Td <sub>i</sub>  | 第i回の貸出の日から起算して起算点までの日数                        |
| Td <sub>n</sub>  | 第1回の貸出の日から起算して起算点までの日数                        |
| T <sub>y</sub> n | 第1回の貸出の日から起算して起算点までの年数                        |

注1：WADの計算の各過程（WAD、D<sub>i</sub>及びT<sub>y</sub> nを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。

注2：WAD及びT<sub>y</sub> nは、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。

注3：起算点は、最終の貸出の実行日とする。（以下②において同じ。）

注4：T<sub>y</sub> nは、翌年の第1回の貸出の日の応答日の前日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の第1回の貸出の日の応答日の前日までの日数で年換算した数値とする。

注5：D<sub>i</sub>は小数点以下第7位を四捨五入し、第6位までを有効とする。

## ② 弁済の期間

弁済の期間は、次の式により算出する。ただし、WARが0.5未満となる場合はWARを弁済の期間とする。

$$\text{弁済の期間} = (\text{WAR} - 0.25) \div 0.5$$

WARとは、Weighted Average Life of The Repayment Periodをいい、次の式により算出する。

$$\text{WAR} = \frac{\sum_{i=1}^n (\text{R}_i) \div \text{Td}_n \times \text{T}_y n}{n}$$

|                |                                               |
|----------------|-----------------------------------------------|
| n              | 弁済の回数                                         |
| R <sub>i</sub> | 第i回目の弁済（第i回目の弁済の元本×Td <sub>i</sub> ÷弁済の元本の総額） |

|       |                        |
|-------|------------------------|
| T d i | 起算点から第 i 回目の弁済の期限までの日数 |
| T d n | 起算点から最終の弁済の期限までの日数     |
| T y n | 起算点から最終の弁済の期限までの年数     |

注 1：WAR の計算の各過程（WAR、R i 及び T y n を除く。）において生じた数値は、小数点以下第 11 位を四捨五入し、第 10 位までを有効とする。

注 2：WAR 及び T y n は、小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位までを有効とする。

注 3：T y n は、翌年の起算点の応答日までを 1 年として年換算し、端数の日数については、最終の弁済の期限の後の最初の起算点の応答日までの日数で年換算した数値とする。

注 4：R i は小数点以下第 7 位を四捨五入し、第 6 位までを有効とする。

### 3. その他

#### ① 保証料の額の計算上生ずる端数の取扱い

保証料の額及び返還保証料の額の計算において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

#### ② 内容変更等に係る取扱い

内容変更等通知時又は承認時に納付すべき保証料の額は、変更後の内容を基礎として上記の規定により算定した保証料の額が当該変更前の内容を基礎として上記の規定により算定した保証料の額を超えるときは、その差額とする。

#### ③ 延滞金の請求

機構は、債権者が機構の指定する日までに機構の指定する額の保証料の全額を納付しなかったときは、保証料及び当該保証料について機構が指定する日の翌日から債権者の納付すべき保証料が納付される日までの日数に応じて年 10.95% の割合で計算した延滞金を請求することができる。

#### ④ 返還保証料

保証料は、債務保証約款の規定に従い返還する。ただし、返還すべき保証料が機構の責めに帰する事由により保証料の過納が行われた場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額は返還しない。

(1) 既収保証料の額（当該返還すべき事由発生前に受領済の保証料の額をいう。以下(2)において同じ。）が、最低保証料額（債務保証契約締結日における債務保証金額に 1.（2）に定める係数 b（%）を乗じて得た額をいう。）を超え、既収保証料の額から返還すべき保証料の額を控除した額が最低保証料額未満となる場合 返還すべき保証料の額のうち、当該控除した額と最低保証料額との差額に相当する額

(2) 既収保証料の額が最低保証料額以下の場合 返還すべき保証料の額

#### 附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（令和7年4月30日）から施行する。
- 2 機構は、この規程について、債務保証に係る支援の実施状況を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の改正を講ずるものとする。